

「新規化学物質等に係る試験の方法について」のうち、微生物等による化学物質の分解度試験の一部改正について

平成 24 年 1 月 23 日
厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室
経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室
環境省環境保健部企画課化学物質審査室

1. 概要

厚生労働省、経済産業省及び環境省では、近年の国内における活性汚泥の活性度の低下等に鑑み、「新規化学物質等に係る試験の方法について」(平成23年3月31日薬食発0331第7号、平成23・03・29製局第5号、環保企発第110331009号)の微生物等による化学物質の分解度試験の一部を別添のとおり改正することを予定している。

2. 内容

主な改正点は以下のとおり(参考参照)。

- ①近年の国内における活性汚泥の活性度の低下に鑑み、汚泥採集回数等を改める。
- ②OECDテストガイドライン301Cの規定を踏まえ、より適切なものとするため、試験条件の確認方法及び酸素消費量から分解度を算出する方法等の表現を改める。

3. 今後のスケジュール(予定)

公布:平成24年3月下旬

適用:平成24年3月下旬

(以上)